

安全・衛生 — じゃーなる
Journal

143
2018. 1

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：緑川 義昭

謹んで新春の
お慶びを申し上げます

新しい年を迎え皆様のご健康とご多幸を
心よりお祈り申し上げます
本年もよろしく願いいたします
平成三十年 元旦



2018年の新年が
無事あけましたことを
心よりお喜び申し上げます



NPO北海道勤労者
安全衛生センター

理事長 浪岡 努



新年明けまして、おめでとうございます。
近年、社会問題化している長時間労働や過労死、そ
してストレス社会におけるメンタルヘルス者の増加が、
更には様々なハラスメント等、日本の働く環境が悪化
している現状から、昨今における「働き方改革」の動
きや各企業における健康経営を取り入れた運営等、少
しずつ変化しようとする傾向もでてきました。

このような中、厚生労働省においては、平成25年
から5カ年計画で「第12次労働災害防止計画」を策
定し、平成24年と比し、死亡者数を20%以上、死
傷者数を15%以上減少させるための各種取り組みを
展開してきましたが、その達成が厳しい状況となり、
今年策定の「第13次労働災害防止計画」に実効ある
取り組みを求め、「誰もが健康で安全に働くことが出来
る社会」の実現を目指してまいります。

会員各位、そして、組合員の皆様の変わらぬご支援
とご協力をお願い申し上げますと共に、皆様のご健康
を、ご活躍をご祈念し、新年の挨拶といたします。



労働災害防止に向けて 労働局と4業種で情報交換会を開催！

北海道勤労者安全衛生センター並びに連合北海道は12月18日、ほくろうビル連合北海道会議室において、労働災害の防止に向け、北海道労働局と死傷者数の多い陸上貨物運送業、小売業、飲食店、社会福祉施設の4業種の関係者の参加をいただき、情報交換会を開催しました。年末の多忙な時期にかかわらず、運輸労連、交通労連、UAゼンセン、自治労の各産別の役員及びそれぞれの業種に従事する事業場の方、労働局の職員の方に当センターの役員を含め、総勢20名ほどの方々に出席いただきました。

情報交換会では、浪岡理事長の挨拶のあと、第12次労働災害防止計画（12次防）の現状、死傷者数の多い業種の職場における安全衛生に関する現状と課題、第13次労働災害防止計画（13次防）の取り組みの方向性などについて、説明および意見交換が行われました。

まず、12次防の現状について、北海道労働局安全課長から説明がありました。その内容は、労働災害防止計画は5年ごとに実施し、12次防の目標は5カ年で死亡者数20%以上、死傷者数15%以上の減少としている。あと3ヶ月程度で12次防は終了するが重点としては、①建設業、製造業、林業の死亡災害の防止、②小売業、社会福祉施設など労働災害が増加している第3次産業の災害防止、③防災団体・業界団体等の連携の3点である、として具体的に説明にうつりました。

死亡災害については減少しているものの、道内でも平成28年から増加に転じ、29年も同傾向を示し、建設業、製造業、林業で半数近くを占める。陸上貨物輸送業は、平成27年、28年と死亡災害が非常に多い。災害発生は荷役作業中に多発し、その7割以上が荷主等の事業場内で発生している。全国的には荷役作業における死亡災害の大半が、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故の5大災害で、荷役作業中の労働災害をいかに減らすかが課題である。

第三次産業では、死亡災害は減少しているが、死傷者数は高止まりしている。死傷者数の全産業中に占める第三次産業の割合は、北海道は4割と半数近くを占め、その中でも小売業、社会福祉施設、飲食店は



増加傾向にある。死傷者数の事故の類型では、転倒事故が最も多く、小売業では44%を占める。飲食店は切れ・こすれ、社会福祉施設は腰痛事故が多いのが特徴ではあるが、転倒は、それぞれ1位、2位となっている。北海道の転倒事故は全国平均よりも高く、12月から3月の冬季間の発生は52%と5割を超える、との説明がありました。この他、店舗・施設の安全衛生活動に企業本社や法人が主導して組織全体で取り組む必要性、非正規職員や雇入時の安全衛生教育の実施、安全器具の活用など、労働災害防の具体策について提起がありました。

情報交換では、各事業所から安全衛生に関する現状と課題について、次のような報告がありました。

■陸上貨物輸送業（運輸労連・交通労連）では、安全衛生委員会の体制を確立し、定期開催している。健康診断、ストレスチェックも実施し、不安定行動防止に向けた教育・指導についても徹底を図るようにしている。大企業はいずれについても実施率は高いが、中小企業については不十分であり、事業者間で取り組みに温度差があり、人手不足も課題である。

■小売業（UAゼンセン）では、店別・部門別・部署別に労働時間調査を実施し、勤務状況を把握している。残業時間のチェックや週40時間以内の勤務となるよう改善指導を行い、80時間以上の残業に対しては産業医との面談を実施している。組合としても36協定違反やサービス残業がないかの聞き取りを行い、職場状況の把握・改善に努めている。また、高齢化により高齢者や新人アルバイトの事故も多く、雇入時や外国人労働者への安全衛生教育が課題である。食品販売の小売業としては、インフルエンザやノロウイルス、その他流行性感染症に対する予防と対策が課題である。

■社会福祉施設（自治労・UAゼンセン）では、自治労加盟の単組は各事業場等で衛生委員会を月1回開催し、各職場にあった安全衛生対策を話し合い、記録の回覧によって取り組みを共有化している。介護現場では腰痛や手首の疲労を抱える職員が多い。対策として、マニュアルの習得やベルトの着用などの他、職場で事故の多い箇所をチェックしている。課題は人手不足や高齢化で、事故の発生を懸念する。介護保険等制度に対する無理解やクレームなど困難ケースの対応に追われ、ストレスを抱える職員が多い。

UAゼンセン加盟の単組は、ストレスチェックを導入している。大型規模の施設はストレスチェック制度の対象となっているが、小規模多機能型居宅介護や訪問介護等の在宅サービス部門など2/3以上は対象外である。職員の精神的な負担をフォローする仕組みが構築できていないのが課題である。

■飲食店（UAゼンセン）では、やけど切り傷が多いので照明や暖房などバックヤードの環境向上が必要である。直営店舗の労災内容を毎月安全衛生委員会に報告して労使で確認をしている。改善策として、労災ニュースを発行して、全事業所に連絡して再発防止に努めている。また、社員の残業時間の様子などから、社員増員や営業時間の一時的な短縮など、心身疲労による事故の未然防止に取り組んでいる。

また、行政に望むこととして、①陸上貨物運送業では、「働き方改革」の時間外労働の上限規制が猶予期間として5年遅れになる問題などについて、②小売業では、受動喫煙対策の強化や障害者雇用の環境整備、③社会福祉施設では、労働者の権利行使や労働環境の改善に向けて使用者に労働法制に関する研修や情報提供を行うことや、介護現場など小規模事業場にストレスチェック制度の適用を拡大し精神的負担軽減の仕組みを早期に確立すること、④飲食店では、清掃等の高所作業、過重量作業、深夜時間作業など危険を回避する規制の必要性などについて、意見・指摘がありました。



労働局は、こうした意見や要望等に対し、北海道はなぜ労働災害が多いのか地域ごとの企業構造の違いや広域性を考える必要性があることを指摘し、労働基準監督署の指導のもと危険な芽を摘んでいくとしました。また行政として、表彰制度や好事例を交流するとともに、人材確保については安心安全な職場の確立が必要であり、そのための助成等も重要としました。安全管理については事業主が行うべきものとし、行政指導をはじめ、様々な取り組みをくみあわせて労働災害の防止対策をすすめるよう周知・啓発を図るとしました。13次防に向けては、厚生労働省が11月2日に本文案を示していはいはいるものの、確定ではないことから、「第12次労働災害防止計画を踏まえた上で」との言及にとどまりました。

年末の慌ただしい時期での開催とはなりませんが、死傷者数の多い業種と北海道労働局との情報交換は異業種間で職場状況は違えど、互いに現場を知ることによって安全衛生に対する意識の向上や活動意欲の醸成、相互理解による運動や取り組みへの支援・協力、発展につながる可能性もあり、有意義なものとなりました。とりわけ、人手不足による長時間労働やメンタルヘルスは、どの職場にとって喫緊かつ重要な課題となっています。本年度の通常国会で上程予定の「働き方改革」による長時間労働の上限規制については、自動車運転業務をはじめ、建設業等を5年間の猶予期間とするなど、安全衛生法の観点からも労働災害防止や過労死等防止とは程遠い内容で極めて問題があることから、動向を注視して行く必要があります。

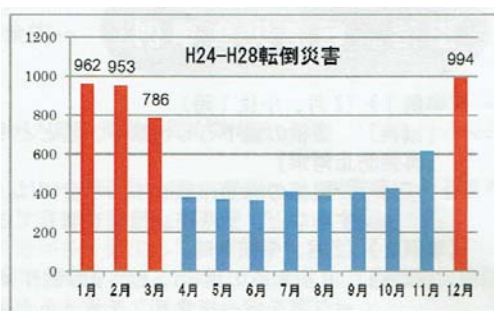


12月から3月は転倒災害が多発

北海道特有の冬型労働災害を防止しよう！

北海道は冬季間、降雪や気温の低下、吹雪や暖気による雪崩など気象状況が大きく変化し、生活や仕事に様々な影響を与えています。例えば、玄関など屋外の出入り口や作業通路の凍結、結露や水たまりによる廊下や室内床面の濡れ、路面の凍結などにより、転倒事故や交通事故が起こりやすくなります。この他、寒さによる体調の変化やそれにとまなう心身への負担、急ぎ足になったりポケットに手を入れて歩くなどの不安定行動や積雪等による除雪・排雪などの作業も多くなり、移動にも時間がかかって精神的に余裕がなくなるなど、この時期は事故の可能性や危険度が高まります。

全国の全死傷者数（平成25年～28年）で、全業種の事故型別で最も多いのが転倒災害で22.5%です。北海道ではそれを上回り、26.5%となっています。そして、その半数以上の52.6%が12月から3月の冬季間に集中しています。交通事故も同様の傾向を示しています。吹雪等での視界不良による事故、屋根の雪下ろしによる墜落事故や排雪時の巻き込まれ事故等の発生も見られます。こうしたことから北海道労働局は、12月～3月31日までを冬型事故防止の取り組み期間と位置づけ、周知や啓発の徹底を図っています。当センターにおいても、この趣旨を踏まえて取り組みの啓発を行いたいと考え、北海道労働局が提起している転倒防止・交通事故防止対策等について一部掲載します。



■屋外・屋内での具体的転倒防止策

- 事業場敷地内、出入口、通勤経路等の滑りやすい場所を確認して「危険マップ」作成し従業員に周知
- 靴は保温性が高く、滑りにくいものを使用すること。
- 小さな歩幅で靴の裏全体をつけ、「急がずゆっくり」歩くこと
- 道路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること
- 屋外や屋内に通じる階段には滑り止めを設けること
- 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと
- 初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと
- 屋内の出入口など雪が入りやすく滑りやすい場所には滑り止めの措置をとること。
- 屋内で結露や水で濡れやすい場所、あるいは段差のある場所には「足元注意」の表示をすること
- 床の油污れや床面が水で濡れているのを見つけたらすぐに拭き、汚れたままにしないこと

■交通事故災害の具体的防止対策

- 法定速度の遵守。路面状況、天候に合わせた適正な速度で運転すること。
- 除雪で雪山などになる場所では徐行するなど、特に注意すること
- 冬タイヤの摩耗の有無について点検し、摩耗が認められた場合には速やかに交換すること
- 冬道の運転については危険予知を行い、余裕をもって安全運転をすること
- 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通ヒヤリマップを作成し、活用すること。

安全衛生委員会等を開催するなどして、冬型事故防止について職場全体で取り組みの意志統一を図るとともに、職場巡視による危険箇所のチェックやヒヤリマップの作成、5S活動やKY活動、冬型災害防止の作業手順書の整備や安全衛生教育の実施など、具体的活動にうつすことが事故防止につながります。